

医師少数区域等における 病院・診療所に係る優遇融資のお知らせ

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして厚生労働大臣に認定された医師が、医師少数区域等において、病院、診療所を開設する際の新築資金がご融資の対象となりました。

区 分		【 令和元年度までの融資条件 】	【 令和2年度以降の融資条件 】
対象 施設等	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の不足地域 ・地域の実情により、新設が特に必要と認められる場合 	左記に加えて、 <u>・医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして厚生労働大臣に認定された医師が、医師少数区域等において新設する病院又は診療所</u>
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所の不足地域 ・地域の実情により、新設が特に必要と認められる場合 ・在宅療養支援（歯科）診療所 ・かかりつけ医機能を有する診療所 	
融資率		70%	90%
貸付利率 (※)		0.5%	

※ 令和3年10月1日時点：償還期間20年 完全固定金利制度の場合
利率は、融資実行（金銭消費貸借契約）時の利率を適用します。

＜融資相談をご希望のお客さまへ＞

まずはご状況をお伺いいたしますので、下記の連絡先までお問い合わせ下さい！

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。